平成２７年（フ）第１７１号
新潟県十日町市田中町西53番地　上村ビル205号室、住民票上の住所新潟県十日町市四日町新田266番地６
破産者　節田　利晴
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５８５号
静岡市葵区金座町１番地　コーポ森久805号、旧住所静岡市葵区茶町１丁目15番地　山田マンション205号
破産者　松下　和也
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７５号
静岡市葵区池ケ谷東４番３号　橋本マンションＤ－３、開始決定時の住所静岡市葵区唐瀬２丁目16番25号
破産者　小林　宜博
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９７号
静岡市清水区駒越2359―24　日本平病院内、住民票上の住所静岡県伊豆の国市長岡1045番地の１
破産者　渡邉　篤
法定代理人成年後見人　浅野　智裕
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５４号
大阪府泉南郡岬町淡輪2835番地の１
破産者　川島　政倫
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５２３号
大阪府泉南郡熊取町七山西1547番地の８
破産者　西田　進
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５３７号
大阪府泉大津市池園町15番15―602号
破産者　大谷　志帆（旧姓殿村）
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目17番12号、前住所奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目23番32号
破産者　石井　宏樹
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
奈良県宇陀市菟田野岩崎18番地の７
破産者　中西　善弘
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
秋田県にかほ市象潟町関字建石45番地293
破産者　豊島　隆作
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第３３６号
群馬県伊勢崎市寿町153番地１　寿ハイツ107
破産者　塚原　俊英
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
群馬県伊勢崎市波志江町1869番地４
破産者　小倉　武
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０６号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2232番地　セレッソ木島303
破産者　蘇原　敦
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２１５号
神奈川県横須賀市佐原５丁目４番１―409号
破産者　加藤　貴光
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１３号
新潟市西蒲区茨島1124番地
破産者　田村　一敏
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２号
長野県小諸市大字市637番地７　ピーチハイツ　201号、開始決定時の住所長野県小諸市大字柏木286番地21
破産者　秋和　賢治
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１９９号
長野県松本市大字神林3557番地２
破産者　中野　晋二
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２００号
長野県松本市大字神林3557番地２
破産者　中野久美子
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８１４号
神戸市北区有野中町４丁目17番21―103号
破産者　ポポノタンこと　宮地　清孝
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部